

災害発生時における鶴岡市し尿処理施設の機能確保及び復旧に関する協定書

鶴岡市（以下「甲」という。）と住友重機械エンバイロメント株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時におけるし尿処理施設の機能確保及び復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、鶴岡市内において災害が発生した場合に、甲が所管するし尿処理施設の機能の確保及び復旧を甲が乙の協力により速やかに実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力事項）

第2条 乙が甲に協力する事項（以下「協力事項」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 現地調査の実施及び被災状況等の報告
- (2) 復旧対応に必要な資機材等の確保及び提供
- (3) 甲の所管するし尿処理施設の応急復旧工事
- (4) その他前3号に規定する作業等の実施に伴うこと。

2 前項各号の協力事項は、別表第1に規定する乙が納入した機械設備についてのみ行うものとする。

（要請）

第3条 甲は、鶴岡市内において災害が発生した場合において、必要があると認めるときは、乙に対して協力要請書（別記様式）により協力事項の実施を要請するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事情により書面を提出できないときは、電話等により要請し、事後に速やかに書面を提出するものとする。

（実施）

第4条 乙は、前条の規定により要請があった場合は、速やかに出動し、協力事項を実施するものとする。

2 乙は、協力事項を実施するときは、甲の指示に従うものとする。

(報告)

第5条 乙は、前条の規定により協力事項を実施したときは、書面により甲に報告するものとする。

(緊急連絡体制)

第6条 乙は、災害応急対策業務を円滑に実施するため、緊急連絡体制表を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の緊急連絡体制表に変更が生じたときは、速やかに変更後の緊急連絡体制表を甲に提出しなければならない。

(経費の負担)

第7条 乙の協力事項の実施に要する経費については、甲が負担するものとする。

2 前項の経費の算出に当たっては、災害が発生する直前における適正な価格を基準とし、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間の満了の日から1月前までに甲又は乙から書面による協定解除の申出がない場合は、有効期間の満了の日の翌日から起算して1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義がある事項が生じたときは、その都度甲及び乙が協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年3月4日

甲 山形県鶴岡市馬場町9番25号

鶴岡市

鶴岡市長 皆川 治



乙 宮城県仙台市青葉区一番町3丁目3番16号

住友重機械エンバイロメント株式会社

東北支店

支店長 金澤 健次

